

令和3年度第2回補助金等審議会 会議録

日 時：令和3年10月6日（水）13時30分～14時45分

場 所：伊予市庁舎3階庁議室

出席者：東淵則之委員、太田響子委員、佐藤清志委員、佐藤宏美委員、木本敦委員

事務局：未来づくり戦略室（西山・岡井・曾我部）

1 開会

会議の成立を確認した。

2 議事

(1) 第1回補助金等審議会会議録の確認

補助金に係るこれまでの経緯として、2月17日の中間答申を受け、補助金等交付状況は3月9日に市のホームページ上で公開、補助金等交付規則は、一部内容の修正を加えた上、3月22日付けで制定し、4月1日から施行。規則制定により、従来の伊予市事務決裁規程に一部変更があったことを報告した。令和2年度補助金交付状況について、令和元年度の補助金交付状況の公表内容に加え、新たに「補助金交付による効果」欄を加えた。コロナウイルス対応の補助金に関しては、緊急かつ突発的な補助金支出であることから、補助対象者の公開を非公表としたいと報告している。今年度の審議スケジュールや日程調整を行い、会を閉じた。

(2) 令和2年度補助金交付状況について

資料1及び当日資料1を基に説明

(事務局)

資料1は、前回提示した補助金交付状況を修正したものとなる。大きく修正した点は、「補助金交付による効果」の欄について見直しをかけた。目指すべき効果ではなく、昨年度補助した結果としての効果への修正を各課に依頼した。短期的に効果が見られないもの、一部の補助については目指すべき効果のような表現となっているものの、前回からかなり修正が加わった。前回空欄があった箇所も記述が加えられている。引き続き記載の主旨を説明し、長期的に改善していきたいと考えている。

コロナウイルス対策に関する補助金については、前回一部の補助金の支給先を記載していたのだが、やはり突発的な対応、緊急を要する対策であり、今回コロナ関連の補助金の支出先は、非公開で統一するということで確認いただきたい。

また前回の審議会で質問のあった、132番の企業誘致促進事業費雇用促進奨励金に関し、新規雇用従業員1人につき50万円を補助する内容であり、1社のみ補助している件について担当課に確認を取っている。当日資料1は、その要綱である。要綱の第2条に規定する法人を対象に支払いをすとし、第3条に交付要件を定めている。令和2年2月1日から令和3年2月28日までの約1年1か月の間に新たに雇用し、かつ雇用の日から1年経過時において、引き続きその者の住民登録及び雇用が継続されている、という要件になっている。昨年度で言えば、2月、3月に雇用があった企業で、2年度の2月、3月、年度のぎりぎり1年間経過している対象者が1社、5人しか該当がなかったということであった。この奨励金は今年度に繰り越しており、担当課の説明では60人弱の申請が行われる見込みで、数社から出てくるということであった。

この修正案について、委員のご意見を反映の上、公開ということで進めたいと考えている。

(会長)

ただ今事務局から、前回提示のあった令和2年度補助金交付状況の修正について説明があった。効果の部分についての修正、空欄をなくした。コロナウイルス感染症対策に係る補助金の交付対象者は非公開とするということであったかと思う。補助金の交付内容についての補足もあった。これについて、質問、検討事項はないだろうか。

(委員)

よろしいか。細かい話であるが、数字の桁のところが、右寄せになっているものと、スペースが入っているものがある。表計算ソフトの表示設定の問題だとは思うのだが、少し違和感があるので、手を入れられた方がすっきりすると思う。

(事務局)

ご指摘のとおりである。こちらについては、全て書式を統一した形の表記とする。

(委員)

一言よろしいか。質問というより感想である。効果の欄をいろいろと埋めていただいた。この交付の目的だけ読むと、そういうことを目指すのかとすっと読んでしまうのだが、効果のところを読むと、もちろん記載に濃淡はあるし、目指すところや期待するという表記もあるのだが、割と具体的な効果が出たとかできたとか、数値ではなくても、具体的にこういうものを作ったとか図れたとか、どこに支援ができたとかという表現になっているので、より身近に具体的に感じられることができた。やはりこの効果欄を埋めていた

だいてすごく良かったのかなと思う。

(委員)

効果を書いていただいたので分かりやすくなった。ただ書くスペースもそんなにないし、事業の内容によって限界があるとは思うのだが、例えば3番や83番、86番や123番など、効果のところに具体的な数字を出して、こういう効果がありましたと書いていただくより良いと思う。抽象的にこういうことがありましたと書くより、可能な限り数字なりを出して書いてもらった方が分かりやすい。例えば7番であれば、のぼり旗を何本、注意看板を何個設置できたとか書いていただくと、より分かりやすいかなと思う。

(会長)

数字で示すことは、私も同感である。

(委員)

補助金交付による効果の欄が、どの補助事業についても詳しく記載されていて、とてもよく分かるようになって良かったと思う。この効果を記載することにより、例えば補助事業の目的がそろそろ達成されたので、補助金自体の役割が終わったとか、次の必要な補助金を新しく計画していただくとか、補助事業そのものの見直しを行う過程ですごく役立つのではないかと感じた。

(委員)

よろしいか。先ほどの事務局の説明と今の意見を合わせてであるが、国や県の補助金に加えて市の補助金が出ているものについて、効果があいまいにしか書けない性質のものがあって、何か表すやり方について、例えば国の補助金が出ていて、市が少し出しているという書き方にすれば、補助金の性質が分かるかなと思った。

(事務局)

国や県の補助事業で、こういう補助があるので、乗っかってやろうというものもある。確かに目指すべき方向性はあるかと思うので、今後国や県の補助の有る無しの記載を検討する。どういう表記が見て分かりやすいか、検討事項ということでお預かりさせていただきたい。

(会長)

今の回答でよろしいか。それでは、そのような形で進めていただければと思う。そのほか意見もないようなので、前回提示した令和2年度の補助金交付状況の修正について、ご協議いただいたということとしたい。この内容をもって公開を進めることとする。

(3) 補助金等交付に係る効果（成果）の記載について

資料2を基に説明

(事務局)

資料2、令和2年度補助金・交付金交付一覧（効果記載状況）をご覧いただきたい。この資料は、先ほどの説明にも関連する内容であり、資料1のうち、補助事業名、交付の目的、予算・決算額、所管部署を抜き出し、各課から上がってきたそれぞれの補助申請や実績報告書に関し、補助金の効果の記載の有無を調べた一覧となっている。伊予市補助金等の取扱いに関するガイドラインは令和2年4月、つまり昨年度から運用している。その中で、補助金の効果について報告を求めているのだが、申請書、実績報告書ともに×印（補助金の効果の記載がない）が多く、まだ意図が浸透していないことがはっきりした。

補助金によっては、申請をもって補助が完了するもの、国・県の様式に従った記載により、効果欄がない補助金も含まれている。また、効果欄を設けていても、申請者が効果について記載をしていない事例も見受けられた。まだ課題が残っているという状況である。一朝一夕での改正は難しいものの、補助金等交付規則の第13条（補助金の額の確定）に、「実績報告があった場合は、内容を審査し、報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定する」とあることから、額を確定した通知を送るということは、「成果」が認められたということになる。これは先ほどの資料1の効果にもつながると思うのだが、先ほど委員から指摘があった具体的な数値など、何らかの判断ができる形に改善することで、少しでも成果が分かる内容となるよう、少しでも○が増えるよう進めたい。

これまでこのような確認をしていなかったのだが、今後の進捗に向けたスタートとして前向きに考えたい。

(会長)

事務局から資料2を基に、効果欄の有無の記載についての報告があった。何かご意見はあるだろうか。

(委員)

よろしいか。申請書の欄の×が多くてびっくりした。何かほかに代わるものが出て交付されているのか。ガイドラインの書式で出ていないというだけなのか。

(事務局)

補助金等交付規則ができ、周知をしているのだが、担当者まで方向性が行きわたっていないことも一つの原因かと思う。現時点では要綱は当面、規則

に準じて作られたものとするとしているため、担当者に伝わっていないと、効果を記載する欄も設けられていないし、その必要性を感じていないかもしれない。

(委員)

なるほど。申請書が出ていないのに補助が出ているのかと、表の見方を勘違いしていた。申請書に効果についての記載がある・なしということだな。失礼した。

(会長)

補足の説明はあるだろうか。

(事務局)

効果の欄については、補助金のガイドラインに基づいた評価の仕方となるので、何年か経った時点で効果が検証できる形にする、そのために効果欄が必要であると今後も根気よく周知していきたいと思う。

(委員)

ガイドラインにおいて、事業計画書や事業報告書の様式などのフォーマット、ここでは見込まれる事業効果や、報告書では事業効果という欄があって、要するに、この様式をいかにうまく浸透させていくかということだろう。ずっと使っている様式があるとなかなか変えづらいし、どこでもそうだと思うのだが、だらだらと昔ながらの様式をそのまま使い続けることがある。行動変容ではないけれど、そこをどうやって変えていくかが今後していくことだと思う。せっかくガイドラインを作ったので、浸透していくようにしていただければと思う。

(会長)

事務局から何か補足はあるだろうか。

(事務局)

ご指摘の内容、進めていきたいと思う。

これは事務局案であり、委員の意見もいただけると良いと思うのだが、今の要綱は、「規則の規定に基づいて定められたとみなす」としている。例えば今年とか昨年とか補助金に関しての詳細なデータが残せたので、そこを基準として、3年なり5年なりの期限を区切って、効果の検証を行う。補助金の支出を継続する場合であっても、切り口を変えた形での要綱を再度整備、更新してもらうことを考えている。更新すれば、要綱は規則及びガイドラインに沿った作成になる。一斉にやるのがいいのか、気付いたところからやっていき、5年以内には必ず更新するよというのがあるのか、ご意見いただきたいところであるが、そういう形で今後進めていけば、5年後には少なくとも一度は改正した内容、ガイドラインに沿った内容で要綱が発出されるこ

とになる。そうすれば、効果がないという指摘もできる。一つの方法ではあるが、そういうことも考えている。

(委員)

今の説明を踏まえて、もう一回資料を見て感じたことである。周知ができて、やり方を変えていこうかということで、申請書段階の効果欄が×で、実績報告書は○となっていれば、意識が変わったのかなと思う。ただ4番や63番のように申請段階が○、実績で×があるのはなぜだろうと思った。何か書きづらい点があったのか、その辺りのリサーチはされているか。

(事務局)

様式によって、申請書に目的や見込まれる効果という記載があるものの、実績報告書にはないものがある。実績報告書に様式はないけれど、こういう効果があったと団体から出ている事例もあれば、実績報告書にだけ効果欄が存在しているものもあった。従来の様式にたまたま効果が入っているということである。

(委員)

そうすると、×○が必ずしも今回のガイドラインを踏まえて整備した成果かどうかは分からないということだな。

(事務局)

お見込みのとおりである。現状がこういう状態であり、これがスタートラインという資料となる。

(委員)

なるほど、分かった。

(会長)

そのほかいかがだろうか。私からも一言。各課で補助の効果があったかどうかを判断するのだろう。その場合、補助の効果があったかどうかという基準、例えば当初決めていた数値をクリアしているとか、こういうことを行う予定でそれができたという記述、若干数値が下がっていてもいいとは思うのだが、そういう当初の目的をクリアした成果があったと。各部署で判断する基準については、ある程度統一性があってもいいのかなと思う。その辺り事務局から何かあれば願います。

(事務局)

これまで規則がない状態であり、要綱で補助を出す基準が、明確に書かれていなかったと思う。当初の目的に資することに対して出すということではあるが、クリアすれば出す、ハードルがクリアできなければ一切払わないのかということもある。今後どういった基準で補助を出すのか、内々で協議しながら整備を進めたい。現時点では担当課の感覚により進められているの

が実情である。

(会長)

実際問題、そうなるのはある程度致し方ないと思う。ただ今後効果や成果の記述をしっかりと機能していくようにするためには、一つの型というか、成果を判断する際、どういう視点で成果が上がった下がったと各担当が判断できる基準を工夫されるようにした方がいいと思う。一朝一夕にはできないと思うので、今後効果欄の記述を進めていく中で、そういう仕組みを作っていくことを意識しながら進めてもらおうと、より有効性の高い成果、効果という記述、それらが機能するように思う。

(事務局)

ご指摘の内容を踏まえて進めることとする。

(会長)

そのほかいかがだろうか。よろしいか。

(4) 伊予市補助金等交付規則、ガイドラインの修正案について

資料3、4、5及び当日資料2を基に説明

(事務局)

資料3が交付規則の修正案、資料4がガイドラインの修正案であり、ガイドラインの後半部分だけ抜粋したものとなっている。それぞれの修正に関する新旧対照表が資料5及び当日資料2となっている。資料5を中心に説明する。

補助金の交付規則は、前回の審議会で触れたとおり、本年4月以降の補助金交付要綱の策定に当たり、法制担当から修正すべきではないかという提案があった。コンセプトはシンプルにしたいとのことである。

まず交付規則名から、伊予市補助金「等」と「等」が入っている。補助金等とは、補助金や交付金、助成金、そういう様々な種類の総称であり、交付規則そのものに何ら問題はないのだが、個々の要綱になると、補助金及び交付金ということもなく、助成金であれば助成金、補助金であれば補助金と、単独のものに対して要綱を定める。ここで規則を参照すると、この「等」とは何なのかと複雑になる、ややこしいということであった。このことから、第2条で補助金の定義を変更し、「市が交付する補助金、交付金、助成金、奨励金その他相当の反対給付を受けないものの総称」を補助金と指し示すことと考えている。補助事業等についても同様に「等」を除いた補助事業として定義している。新旧対照表をずらっと見ていただくと、「等」がいたるところに出ており、これらを省いてはどうかという提案が一つである。

また、当日資料2にあるとおり、「補助対象経費」も補助金の要綱で結構出

てくるので、補助対象経費についていちいち説明しなくても、規則に記載しておけば、規則に定める用語として活用できるという提案である。

資料5の6ページ、取得財産等の処分に関し、主に第2項のところ、補助金を使って取得した財産を実際に処分して利益が出た場合、収入があった場合の取り決めに関して、補助事業によっては問合せもあるようだ。それぞれ個々に決める内容ではあるのだが、共通した内容であるので規則に定めておいてはどうかということで、「市長は、取得財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある」という案が出ている。「させることがある」なので、絶対条件ではなく、そういうこともありうるという提案である。

続いて、補助金等に関するガイドラインに関しては、9ページ以降となる。この部分についても、コンセプトはシンプルにしてはどうかということである。趣旨の部分は2項に分ける必要はなく、一つの条文で構わないのではないかと提案である。定義のところ、「使用する用語の意義は規則において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。」とし、規則で使っている用語は最大活用してください、その代わり要綱はシンプルにしましょうという内容である。その後も細かい変更はあるのだが、大きな変更箇所として、13ページ以降に示すガイドラインの様式に関し、これまでの内容としては、例えば「伊予市補助金等交付規則第5条第1項の規定により…」と、ほぼ全ての様式に規則の条文の引用があったのだが、新案では全て取っ払った表現に変更している。

この提案理由として、様式それぞれに引用条文が入っており、様式を作成する際に記載ミスが生じる可能性があること、また規則そのものに変更があった場合、例えば条文が加わり「条ずれ」が起こると、全ての様式を規則に合わせるため変更が必要となることから、全て引用をなくし、シンプルにしてはどうかという提案である。資料4の取扱いに関するガイドラインを見てもらうと、要綱の申請書や通知書に条文の引用がなくても違和感はないと思う。表題も明記しているので、どの補助金の様式か間違えようもないので、規則の引用はなくてもよいのではないかとということである。

以上のような提案があったということで、議題とさせていただきます。

(会長)

規則及びガイドラインの修正ということで、見た目をシンプル、簡略化したいということである。いかがだろうか。申請者にとってもシンプルにされた方がよろしいかと思うのだが、意見、審議を承りたい。

(委員)

条文の訂正そのものではないのだが、今の説明を伺っていて、改めて要綱

や申請書の書式について考える必要があるのかなと思った。取得財産等の処分について説明いただいた。事業をするために長く使える、例えば草刈り機を買ったというパターンのときだと思うのだが、そういうものを取得することが補助事業の中に入っているとして、先々返さないといけないとか、処分してお金を払わないといけないものかどうか、申請段階で補助を受ける人たちも予測できないと困るのではないかという気がする。申請書や事業報告書の中に、これはそういう性質のものだというのを書いて、事前にどうするかという話が協議できるようにしておくべきかと思う。全部書いていくと大変だと思うので、先々どう使うかにはなるのだが。

(会長)

事務局から補足説明があればお願いしたい。

(事務局)

補助事業を行うに当たり必要なものということで、消耗品や備品を購入する際、金額設定により判断すると思う。そういった補助を出す場合には、要綱の中で処分した場合、利益があった場合は、市に返還するであるとか、条件を定めているようである。これまでは要綱の中で一つ一つ対応していたものを規則内で定めると。おっしゃるとおり、どういうものがあるかという明記はない。ただ実際に発生したときにどうするか、その辺りの線引きというか、具体的にどれくらいのを想定するか、減価償却が含まれるものになれば、10万円で買ったもので残存価格が1円だと備品になるのかどうか、難しいところはあろうとは思っている。そういう性質のものについては、線引きするなり、具体的にどれくらいのを想定しているか書いた方がよいかどうか、法制担当と相談させていただければと思う。

(会長)

備品の場合、所有権はどこにあるのか。補助を受けられた団体か市か。ある程度の金額のものだったとして、どうなっているのか。

(事務局)

事業を行うために必要なものとして、決め方だと思うのだが、例えば何かの事業をするために必要なものを揃えて実施していただきという場合、事業を行うために必要なものであっても、市に戻されてもどうしようもないものが含まれている場合もあれば、処分していただきというケースもあろうかと思う。金額の大きな備品がある場合、事業実施に必要な場合であれば、所有権は基本的に申請者にあると思う。市に所有権がある場合は、貸与することも考えられる。その場合は、市の備品になる。事業を行うために必要なものを買ってそろえるということであれば、所有権は申請者にあるとは思っているのだが、処分により利益が発生する、収入があったとなると、市から出た原資で利益

が出るというのはどうかということがあるので、条文として入れているのだが、整理する必要はある。実際に処分しない、売らないけど価値があって役立つもの、資産というのも存在するので、この辺りも考え方になろうかと思うのだが、ケースバイケースで、資産価値が出る見込みのあるものについては、何らかの取り決めは必要と思う。事業が終わった場合に返還するのか、提供するのか、その辺り分かりやすい整理はしたいと思う。

(委員)

今の質問をしたのは、指定管理者に関わる仕事をしている。協定書の中に指定管理を受ける側で、備品取得したら報告するよう、協定の条文があった。何であるのだろうと思っていたのだが、今のようなことがあって、市がこれから先も使えるものがあるって、それが委託料の中から買われたものであれば、それは返しなさいと判断するため、どのようなものを買ったかはっきり分かるように義務付けているのかなと思った。

(会長)

ほかに意見はあるだろうか。シンプルに、簡略化という方針での修正である。

(委員)

確認である。最初に説明があった補助金等の「等」を取るということで、タイトルは伊予市補助金交付規則になるのだろう。そうするとガイドラインのタイトルからも「等」を取っていく感じになるのか。

ただどうだろう。ガイドラインはそこまで細かくしなくても、補助金等の取扱いに関するガイドラインの方がいい気がしなくもない。あえて統一する必要はないのかもしれないのだが。とにかく規則は「等」を取って、タイトルを補助金交付規則とするのだろう。ほかの自治体も少し見てみると両方あるようなので、確認をさせていただいた。

(事務局)

こちらについては、再度内々で協議する。確かに補助金交付規則だけでは、交付金の規則は、助成金の規則は…ということになるかもしれない。補助金等交付規則としておき、用語の定義としては、補助金というのがこういう総称だということのも一つの方法かもしれない。

再度協議させていただいて、経過を報告させていただきたい。

(委員)

先ほどから「等」を抜くとあるのだが、6ページの18条、取得財産にさらに等が付いているのだが、これはいらないと思う。取得財産でよいと思う。等を付ける理由が思い浮かばない。

あと、18条の第2項で、その取得財産を処分することにより収入があった

場合、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあると書いてあるのだが、これは誰が判断するのか。一部になる場合、全部になる場合がどうい
う場合で、納付しないでもいい場合がどうい
う場合なのか、基準が全く分
からないので、あまり好ましい記載の形式ではないという感想を持った。予見
可能性がないというか、売ったら売ったで代金を全て納めないといけないのか
どうか分からない状態になってしまうと思う。

(会長)

事務局に補足説明をお願いする。

(事務局)

「等」のあるなし、おっしゃられた基準について、持ち帰り、再度協議し
たいと思う。

(委員)

私も同じところが引っかかっていた。第 18 条の第 2 項の最後のところ、市
に納付させることがあるという記載が、どういったときに納付させるのか、
どういった場合に納付が不要なのか分かりづらい。シンプルかつ簡略化を目
指しているのだから、その説明はあえて載せていないのか。少し分かりにくい印
象を受けた。

(会長)

はい。その辺りの疑問というか意見があるので、こちらは検討いただけれ
ばと思う。規則とガイドラインの修正に関する法制担当の意見については、
いかがだろうか。

(委員)

処分に関するところ以外は、特に問題はない。新しい方がシンプルで分か
りやすいし、条ずれがあっても大丈夫な様式の設定にできており、好ましい
と思う。

(会長)

そうすると、規則とガイドラインは先ほどの 18 条辺りを検討いただくと。
今日いただいた意見をお伝えいただき、検討していただく。その上で、規則、
ガイドラインの修正を確定させていければと思う。事務局として、それでよ
ろしいか。

(事務局)

ご意見をいただいたので、より良く分かりやすい規則、ガイドラインにし
たいと思う。

3 次回補助金等審議会について

(事務局)

2か月に1回のペースでいくと、次回は12月となる。我々の都合で申し訳ないが、12月には議会があり、交付税検査も予定されている。タイトなスケジュール調整にはなるのだが、調整がつくようであれば調整をお願いします。

※ 協議の結果、第3回は12月14日(火)13:30からの開催と決まった。

4 その他

(会長)

これまでの説明や審議手法も含め、何かご意見はあるだろうか。事務局から何かあるか。

(事務局)

第1回の補助金等審議会のホームページでの公開に関し、実際に協議した資料から今回修正が加わっているので、一部修正した資料公開となることを了解いただきたい。

次回想定している内容について、令和3年度予算を計上する際、前回紹介したチェックシートを活用している。それを提示し、今回の効果と見比べて、KPIの出し方など、意見を頂きたいと思う。2月に最終答申を想定しているので、より良い補助金支出に資するものになると良いと思う。

(会長)

その他何もないようであれば、以上で終了する。ご協力ありがとうございました。

5 閉会